

個別労働者派遣契約書(案)

派遣先 大和高田市(甲)と派遣元 ○○○(乙)は次の就業条件をもとに労働者派遣契約を定める。

派遣先	事業所の名称	大和高田市役所		
	就業場所	大和高田市大字大中98番地4 1階総合受付及び5階電話交換室 TEL 0745-22-1101		
	組織単位	名称	総務課	組織の長の職名 総務課長
	指揮命令者	部署・役職	総務課 総務グループ係長	
		氏名	○○○○	
	派遣先責任者	役職	総務課長	
		氏名・連絡先	○○○○ TEL0745-22-1101	
	派遣労働者を無期雇用労働者または60歳以上の者に限定するか否か	限定する <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> しない		
	従事する業務に伴う責任の程度			
	派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か	限定する <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> しない		
業務内容	業務	総合受付業務及び電話交換業務		
	具体的内容	電話交換業務(来庁者に対する窓口及び庁舎案内、行政情報及び地域に関する情報の市民への提供、窓口案内スペース内及び貸与物品等の管理)		
		電話交換業務(代表電話の受付対応、電報の受付、要望または苦情に対する報告、庁内放送、電話交換機器の故障等における対応及び報告)		
派遣期間	令和8年7月1日～令和11年6月30日			
就業時間	就業時間	総合受付業務 ①9:00～12:30 ②12:15～16:30 電話交換業務 ③8:45～16:30 ④8:45～13:15 ⑤12:15～16:30		
	休憩時間	休憩時間 ③12:15～13:15 1時間 ①②④⑤は休憩なし		
時間外労働 休日労働	上記の就業時間外の労働は1日4時間、1カ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。 休日労働は、1カ月2日以内の範囲で命ずることができるものとする。			
就業日	月～金曜日。ただし、次に掲げる日は除く。 (1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	派遣人数	5人	
安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他のことについては、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。			
便宜供与	甲は、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対して、休憩室、更衣室の利用の機会を与え、制服を貸与することとする。			
派遣労働者からの苦情処理	(1)苦情の申出を受ける者の部署、役職、氏名、連絡先 甲においては、総務部 総務課長 ○○ ○○ TEL 0745-22-1101 乙においては、○○○ ○○○○ ○○ ○○ TEL ○○○-○○○-○○○○			
	(2)苦情処理方法・連携体制 ①乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者の○○○○へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図りその結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者の○○○○へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣元及び派遣先責任者は自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。			
派遣契約解除に当たって講ずる労働者の雇用の安定を図るための措置	(1)労働者派遣契約解除の申し入れ 甲は専ら甲に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予の期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。 (2)就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業あっせん、乙による他の派遣先就業確保等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る。 (3)損害賠償に係る適切な措置 甲は、甲の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないうちは、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い、乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことに生じた損害賠償を行わなければならない。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。 その他、甲と乙は十分に協議した上で適切な方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。 (4)労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は労働者派遣契約契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。			
派遣元	事業所の名称	○○○○		
	住所	○○○○○ TEL ○○○-○○○-○○○○		
	許可番号	派○○○-○○○○○		
	派遣元責任者	役職	○○○	
	氏名・連絡先	○○ ○○ TEL ○○○-○○○-○○○○		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	・甲が労働者派遣の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合には、事前に乙にその意思を示すこと。 ・職業紹介の手続きを行う場合の職業紹介手数料は、乙の手数料表に基づき別途定めるものとする。 (紹介手数料の記載については、派遣元事業主が有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。)			

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

(甲)

(乙)

印

印